

## 『炎黄春秋』 月刊

山 本 賢 二\*

### 前言

月刊雑誌『炎黄春秋』は1991年に中国炎黄文化研究会の下で創刊され、編集部は北京に置かれた。同誌は「歴史を主とする総合写実月刊誌である。古今内外、重点は当代の革命と建設の重大事件と重要人物の是非功罪に対し、詳細な資料に依拠し、はばかることない筆致で、飾ることなく、悪意をもたず、事実を求め真実を追究し、歴史を鑑とし、歴史によって治政に資するところにある。」(炎黄春秋网 <http://www.yhcqw.com>) とあるように、主に「当代」中国の歴史を当事者の回顧などによって検証することを中心にすると同時に、「治政」の現状に対し改革の必要性を訴えてきた。

中華人民共和国成立前夜に生まれ、プロレタリア文化大革命期に学生時代を過ごし、卒業後、中国の放送をモニターする仕事に就き、放送を通じて周恩来の死、第一次天安門事件、鄧小平解任、毛沢東の死、華国鋒の登場、「四人組」追放、鄧小平復活、11期3中全会などに直接触れてきた評者にとって、同誌はその背景を知る上で貴重な資料を提供してくれている。また、これと同時に、同誌に掲載された文章を通じて中国の改革開放の現状に対する「改革派」の観点を知ることできる。

一例を挙げれば、2012年12月号(249期)のトップに「法律に基づいて国を治め、憲法に基づいて政治を執り行う」(「依法治国 依宪执政」)と題した記事を掲載した。この記事は2012年11月16日に同誌と北京大学憲法・行政法研究センターが合同で開催した「改革コンセンサスフォーラム」(「改革共识论坛」)の概要を紹介したものであり、そこには「公民」、「憲法」、「法律」、「憲政」というキーワードの下、憲法・法律に基づいて国を治めるべきことが語られている。習近平体制の揺籃期にこうした「フォーラム」を主催し、その記事を掲載した意味は明らかに新しく始まる習近平の「治政」に対する提言なのである。

### 1. 『炎黄春秋』と『烏有之郷』

「百度知道」に「『炎黄春秋』と『烏有之郷』(『乌有之乡』)の立場はなぜにその性質がちょうど相反するのでしょうか?」という質問が出され、それに対して採用された「答え」には「この問題はとても複雑である・・・」として次の四点が挙げられている。

① 党内においては頭脳明晰の者が少なからぬいて、文革のような極左が支持を得ることはないが、b oはそうした傾向があった・・・

② 自由と自由の主体が違い、全人民の自由かそれとも高官の自由かであり、これは天地の差があり、あるいは彼らが支持している自由化は豊かな者の自由かもしれない。

---

\*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

③ とりわけ辺境地区の民衆の心の中で、m a oは多かれ少なかれすでに神格化されている。同時に、現在こうした自由は彼らに大きな圧力となっており、幸福指数は向上せず、c h a o x i a nに及ばず、m a oの時代に及ばず、少ないことは問題ではないが、均等ではないことを問題にする。b oも民衆のこうした心理を利用した。

④ m a oを批判し、改革開放以前を否定する、すなわち、党の執政の合法性に疑問を呈し、それを否定する、これはあってはならないことである。なぜならば我々は終始、道に自信を持ち、制度に自信を持ち、政治に自信を持たなければならず、あれこれ問題にするべきでなく、党について前に進めばよいことである！

そして、「この四点をまとめればあなたの問題を解釈できるであろう」として締めくくっている。<http://zhidao.baidu.com/question/558620854.html>

「b o」（薄熙来）を例にして、「m a o」（毛沢東）と毛沢東革命思想を宣伝する『烏有之郷』（web サイト [www.wywxsd.com/](http://www.wywxsd.com/) で「烏有之乡网刊」と「烏有之乡书店」を運営）の立場を説明することで、『炎黄春秋』（月刊誌とweb サイト [www.yhcqw.com/](http://www.yhcqw.com/) で運営）の「性質」を語っているこの「答え」は薄熙来事件の背景から説明するという若干偏向傾向はあるものの、中国共産党・政府の路線・政策を軸にしてみると『炎黄春秋』と『烏有之郷』がその主張から両極に位置していることをうまく説明しているとも言えよう。

そして、その両者の観点の対立関係を如実に示したのが『烏有之郷』が挙げた『炎黄春秋』の「12の大罪状」である。

- ① 中共革命の歴史に泥を塗る
- ② デマで抗米援朝に泥を塗る
- ③ 毛沢東をデマで貶め、泥を塗る
- ④ 趙紫陽、胡耀邦を鼓吹し、鄧小平を清算する
- ⑤ 西側の憲政民主、資本主義および普遍的価値を鼓吹する
- ⑥ 帝国主義に場を与える
- ⑦ 我が国の憲法に反対し、マルクス主義に反対する
- ⑧ 歴史決議に反対する
- ⑨ 国際共産主義運動を否定し、レーニンとスターリンを否定する
- ⑩ ゴルバチョフとイエリツィンを鼓吹する
- ⑪ 個人主義を鼓吹し、集団主義に泥を塗る
- ⑫ 民族英雄に泥を塗る

上記の「12の大罪状」を示した一文（甄賈「炎黄春秋近年十二大罪证」）はそれぞれ『炎黄春秋』に掲載された文章を挙げて「大罪状」を「立証」している。

<http://www.wywxwk.com/Article/shidai/2014/12/333560.html>

すなわち、両者の関係は中国共産党・政府の歴史認識と当面の政策に対して、「改革開放」の徹底を呼びかける『炎黄春秋』と毛沢東思想とあの時代への回帰を求める『烏有之郷』という構図になる。

## 2. 『炎黄春秋』をめぐる最近の騒動

### (1) 楊継繩の辞職

その『炎黄春秋』は本稿執筆直近の2015年6月末に同誌編集長である楊継繩が辞職することになった。楊が公表した6月30日付の「炎黄春秋社委会と読者全体に寄せるお別れの書簡」（「致炎黄春秋社委会和全体读者的告别信」「博讯」）によると辞職の要因を「75歳という年齢、新華社の幹部が辞職を求めた、新しい編集部が軌道に乗った」ことを挙げている。「新華社・・・」は楊が新華社の高級記者であったことで、退職後も出身母体から「庇護」されるとともにその「規律」によって縛られる。具体的には「規律」に背き、処分を受けると、最悪の場合、新華社に在籍していたことで得た一切の「権利」を失うことになるのである。

楊は（『炎黄春秋』）は強大な民意の支持があるため、私は『炎黄春秋』の前途を楽観視している。」と述べてつも、「別の状況の出現も完全には排除できない」として次のように述べている。「新聞出版ラジオテレビ総局が『炎黄春秋』雑誌社に『警示通知書』（「規則に違反した新聞刊行物に対し警示通知書を使用する上での関係問題に関する通知」後掲参考資料1参照）を下達したのが4月10日、新華社の三人の局級幹部が私を訪ねてきて、私に『炎黄春秋』から出るよう求めたのも4月10日、いくつかの極左新聞雑誌とウェブサイトが姚文元式の文風で『炎黄春秋』に集中攻撃を始めたのもこの時期であった。これは偶然ではない。時局は変幻不測であり、将来のある日、反対勢力の圧力の下で、『炎黄春秋』は玉砕を余儀なくされるかもしれない。」「その24年の歴史はすでに人々に深い記憶を刻んでおり、中国の新聞雑誌史に輝かしい一ページを残すであろう。私は確信している。社会の進歩に対する中華民族の追求は扼殺することはできない。一つの雑誌が停刊を余儀なくされても、より多くの同じ類の雑誌が生まれる。」と。

楊はこれと同時に「国家新聞出版ラジオテレビ総局への最後の陳述」（「向国家新闻出版广电总局的最后陈述」）も公表した。それによると同総局が下達した「警示通知書」は、「『炎黄春秋』は主管主宰単位変更後、2015年前4期に合計86編の文章を掲載したが、そのうち37編は重大なテーマ選択に関係するものであり、いずれも総局に報告届出をしなかった。」として、「雑誌社に真剣に整頓改革を行い、2015年第5期の雑誌のテーマ選択の内容について厳格に審査承認するよう督促する」よう主管主宰単位に要求した、とある。これに対し、楊はその「陳述」の中で、37編には胡徳平の書いた「胡耀邦同志党の二つの矛盾を論じる—当面の反腐败に対する認識を語る」（「耀邦同志论党内两类矛盾—谈谈对当前反腐败的认识」）のようにすでに2014年10月31日に「新京報」に掲載された文章もあるなど「規律違反」との指摘の不当性を訴えるとともに、それが依拠した当時の新聞出版署が1997年に制定した「図書、定期刊行物、AV製品、電子出版物重大テーマ選択届出弁法」（《图书、期刊、音像制品、电子出版物重大选题 备案办法》）（後掲参考資料2参照）の規定に合致させようとすれば、「雑誌はやっていくことができない」と指摘している。楊も指摘した新聞出版署に届出しなければならないテーマは同「弁法」の第三条に規定されている以下の15項目である。

- ① 党と国家の重要文書、文献に関するテーマ選択
- ② 党と国家のこれまでと現在の主要指導者の著作、文集およびその生活と活動状況に関するテーマ選択
- ③ 党と国家の秘密に係わるテーマ選択

- ④ 政府機関設定と党政指導幹部の状況を集中して紹介するテーマ選択
- ⑤ 民族問題と宗教問題に係わるテーマ選択
- ⑥ 我が国の国防建設およびわが軍の各歴史時期における戦役、戦闘、活動、生活および重要人物のテーマ選択
- ⑦ 「文化大革命」に係わるテーマ選択
- ⑧ 中共党史上の重大な歴史事件と重要な歴史人物に係わるテーマ選択
- ⑨ 国民党上層部の人物とその他の上層部の統一戦線対象者に係わるテーマ選択
- ⑩ ソ連、東欧およびその他の兄弟党と国家の重大事件と主要指導者に係わるテーマ選択
- ⑪ 中国国境境界に係わる各種地図についてのテーマ選択
- ⑫ 香港特別行政区とマカオ、台湾地区に係わる図書についてのテーマ選択
- ⑬ 大規模な古籍の白話現代語訳についてのテーマ選択
- ⑭ 動画読物導入についてのテーマ選択
- ⑮ 単位の名称、連絡先などを内容とする各種「名簿」についてのテーマ選択

さらに、楊は『炎黄春秋』が行ってきたこうした「報告届出」について、2010年から2014年までの状況を明らかにしている。それによると、「報告届出」した原稿の中で「使用不可と回答無し」がそれぞれ2010年は62%、2011年は67%、2012年は80%、2013年は86%、2014年は90%を占めてきたと指摘している。これからも明らかのように、習近平体制になってから『炎黄春秋』の「出版の自由」はそれまで以上に縮小しつつあることが分かる。

## (2) 『炎黄春秋』の「主管主宰単位」の変更

これより先、2014年9月10日には『炎黄春秋』の「主管主宰単位」の変更が行われていた。これまで『炎黄春秋』雑誌社は「中華炎黄文化研究会主管」であったのが、「中国芸術研究院主管」となったのである。1993年6月に新聞出版署によって下達された「出版単位の主宰単位と主管単位の職責に関する暫定規定」（「关于出版单位的主办单位和主管单位职责的暂行规定」後掲参考資料3参照）によると、第二条において、「出版単位を開設するには明確な主宰単位と主管単位が無ければならない」と規定されており、第四条は「主宰単位とは出版単位の上級指導部門を指す。主宰単位の行う出版部門は主宰単位の業務範囲と一致させるべきである。・・・」、第五条には「主管単位とは出版単位創設時の申請者を指すとともに、当該出版単位の主宰単位の上級主管部門である。・・・」、第六条「主管単位、主宰単位と出版単位の間は指導と被指導の関係でなければならず、・・・出版単位は主管単位と主宰単位の指導と管理の下で各種業務活動を行うことに責任を負い、出版物の編集、出版、印刷、発行活動の正常な進行を保証する。」とあり、第八条は「主宰単位」の「出版単位に対する「職責」、第九条は「主管単位」の「主宰単位」と「出版単位」に対する「職責」が明記されている。そのいずれにも冒頭の「(一)」に「中国共産党の基本路線、方針、政策と国家の法律、法規、政策」を遵守しているかを「監督」すべきことが明記されている。そして、第九条にはその「(二)」に「出版単位の重大な宣伝、報道あるいはテーマ選択計画を審査承認、重要な影響のある原稿の出版あるいは発表を承認する。・・・」とある。

これから分かるように「中華炎黄文化研究会主管」から文化部所管「中国芸術研究院主管」への

変更は『炎黄春秋』の母体である「中華炎黄文化研究会」との出版単位と主管単位近接型から、出版単位と主管単位の離れた「被指導」と「指導」の関係に変わったのであり、『炎黄春秋』の「自主権」が大幅に縮小されたことを示している。

この間の事情について、楊は「2014年9月10日、当時中央宣伝部常務副部長であった雒樹剛が四部委連絡会を主宰し、『炎黄春秋』雑誌社の全く知らない状況の下で、『炎黄春秋』の主管主宰単位変更を決定した。その後、関係部門は『炎黄春秋』に背き、一週間で変更手続きを終えた。こうした粗暴な行為に対し、『炎黄春秋』雑誌社は頑強に抵抗した。その後、新しい主管主宰単位の文化部芸術院と『炎黄春秋』雑誌社は数か月にわたる、繰り返しての話し合いを経て、最終的にいくつかの取り決めに合意した。この取り決めの主な内容は、『炎黄春秋』は現行の憲法を遵守し、『八つの触れない』を固守する前提の下で、主管主宰部門は編集、人事、財務などの面で、『炎黄春秋』に十分な自主権を与えるというものであった。」としている。ここでの『八つの触れない』とは前述の届け出の必要な15項目を杜導正社長によって『炎黄春秋』が実行可能な8項目に融通させた内容を指すもので、楊によれば「6・4、三権分立、軍隊の国家化、法輪功、現在の国家指導者とその家族、民族問題、外交問題など」であるとして、「多年にわたり、新聞出版署と主宰単位は『八つの触れない』を認知してきたので、『炎黄春秋』は運営することができた。理解しがたいのは4月12日、二人の司長が『警告通知書』を下達する際、『八つの触れない』は認めないと表明し、15項目を堅持しなければならないと強調したことであり、これが雑誌を苦境に陥れた。もし、15項目に合わせて報告届出をすれば、『炎黄春秋』のみならず、おそらくすべての歴史雑誌は運営できなくなるであろう。」と指摘している。

楊がこうした「書簡」、「陳述」を公表すること自体、当局の『炎黄春秋』への圧力に対する同氏の最大の抗議なのである。

### (3) 呉思の辞職

この楊の辞職の前、前任の編集長であった呉思も2014年11月に『炎黄春秋』を去っている。呉の杜社長と社委会へあてた「辞職に関する説明」は「2014年10月29日、雑誌社の最高決定機関の社委会の話し合いを経ずして、杜さんは、少数が多数に従うなどの『社委会議事三原則』を暫時停止し、老人小組を雑誌社の最高決定機関とすると宣言した。11月5日、社委会は議論することもなく、法定代表人としての私も事情を知らない状況の下で、杜さんは二回目の人事調整を発表し、これまでになかった形で四人の社長と二人の編集長を配置した。その後、新任の編集長が宋江が晁蓋を棚上げしたことに触れ、私の信任問題を議論する提案をし、新任の常務社長もこれに従った。ここに至り、私はもともとの職責を引き続き履行していくのが難しいと感じ、杜さんに適当な人物を他に探してくれるように求めた。・・・17年にわたって私は雑誌社で杜さんと同僚たちの温かい支援と大きな支持を得てきたことを、心に銘記しており、深い感謝の意を表明する。雑誌を離れることは、杜さんが『亜洲週刊』に語っているように、私は学者タイプであり、官界のもめごとに適しない。雑誌社はますます様々なもめごとの中に巻き込まれており、私は心身ともに疲れ、その任に当たれない。」と語っている。

[http://2newcenturynet.blogspot.jp/2014/11/blog-post\\_15.html](http://2newcenturynet.blogspot.jp/2014/11/blog-post_15.html)

こうした一連の騒動は『炎黄春秋』の「主管主宰単位」変更に伴うことから派生したもので、杜

導正は「主管主宰単位」の変更による当局の締め付けに対し、習近平らの「紅二代」（革命家の第二世代）に対して、同じ「紅二代」で急場を乗り切ろうとした。呉思のいう「四人の社長と二人の編集長」とは、具体的には、胡耀邦の息子胡德平を第一社長に、陸定一の息子陸徳を第二社長に、徐慶全を常務社長に迎え、楊継繩と呉思を編集長、これに加えて杜導正は名誉社長に就くというものであった。<http://www.backchina.com/blog/348385/article-215625.html>

呉からすればこれは手続き上の理由から受け入れられるものではなかった。とはいえ、人事問題について、呉自身はこれに反対したのではなく、これより先、胡德平を挙げていたと語っている。

## 後言

『炎黄春秋』は「主管主宰単位」の変更を契機に2014年から2015年にかけてこれまで以上の激動を経験した。呉思と楊継繩という左右の両輪が去り、「紅二代」の胡德平と陸徳も同誌の要職に就くことなく、現在（2015年12月）は1923年生まれの社長杜導正が編集長も兼ねるようになっている。なにやら、胡耀邦と趙紫陽を自ら下野させた鄧小平を彷彿させる。ここには「老人政治」の「伝統」が反映されているとも言えるかもしれない。

また、杜は自分の娘杜明明を「秘書長」（事務長）に就けるなどしていることで、批判も受けてはいる。批判の当否は別にして、少なくとも楊は「書簡」のなかで「炎黄春秋は終始理想をもち、それを追求する多くの知識人を凝集させている。彼らは理想のために奮闘しており、個人の利益を追求するものは少ない。国の内外における影響の大きさ、新聞刊行物トップ50に入る雑誌に、独立した広告部が無いということこそ、利益を追求していないという一つの証拠である。炎黄春秋雑誌社のある者は株をこのくらい持っている、ある者は大株主などという者がいるが、こうしたデマに対しては、一笑に付すだけである。」としている。

こうした『炎黄春秋』をめぐる一連の騒動は習近平体制になって顕在化したものであり、その包圍網は確実に狭まっている。

中国の歴史は従来から権力を握る者が解釈してきたし、中華人民共和国においては、その解釈権を持つ中国共産党の解釈以外は認められず、異なる解釈を行おうとすると「歴史修正主義」（「历史虚无主义」）として批判される。今後における同誌の存否は同誌を創刊し支えてきた改革開放初期の高級幹部の現政権内人脈ネットワークにかかっているとはいえ、初代新聞出版署長であった90歳を超える杜導正が社長と編集長を兼務していることは正常とは言えない。1957年生まれの呉思に代わる若い人材が後継として早期に輩出されないとすれば『炎黄春秋』の将来は予測不能になるであろう。

もとより、歴史の事実、真実に対する多面、多角的視座による解釈があってはじめて歴史を直視することが可能となる。その意味で、われわれにとって、『炎黄春秋』は主流メディアと異なる視座から歴史を語っている貴重な刊行物である。カーは『歴史とは何か』（岩波新書）の中で「歴史とは解釈のことです。」（p. 29）と語っているが、評者はこれからも『烏有之郷』のwebサイトに掲載された論文とこの『炎黄春秋』を併読することを通じて、中国の「事実」、「真実」に近づき、中国の「当代」の歴史を「解釈」したいと考えている。そのため、その一翼が失われるような事態が発生することを望まない。

最後に付言したいのは、習近平の父親習仲勳が生前2001年2月25日に「炎黄春秋办得不错！」

(「炎黄春秋はうまく作られている!」) という題辞を贈っている、ことである。

### 参考資料

#### 1. 新聞出版署「規則に違反した新聞刊行物に対し警示通知書を使用する上での関係問題に関する通知」

新闻出版总署关于对违规报纸期刊使用警示通知书有关问题的通知

2006年6月15日

各省、自治区、直辖市新闻出版局：

为加强对报刊出版工作的管理，规范新闻出版行政部门有效实施行政管理措施，根据《出版管理条例》和《报纸出版管理规定》、《期刊出版管理规定》，我署制定了《警示通知书》，对违规报刊进一步实行规范化管理。现将《警示通知书》格式样本印发给你们，并对其使用提出以下要求：

一、下达《警示通知书》是新闻出版行政部门对报纸、期刊出版单位违反《出版管理条例》、《报纸出版管理规定》、《期刊出版管理规定》等国家有关法律法规和规范性文件所作出的行政措施之一。

二、《警示通知书》中详细载明了违规报纸、期刊刊名、刊期、国内统一连续出版物号，违规事实，新闻出版行政部门查处依据，处理意见等相关内容。

三、《警示通知书》和其他行政措施可以并用。

四、新闻出版行政部门对报纸、期刊出版单位违规事实初步认定后，可先行下达《警示通知书》，制止违规行为。其后，可视其违规情节轻重，依据有关程序和规定，给予行政处罚。

五、各级新闻出版行政部门在报纸期刊出版管理中要正确使用《警示通知书》，违规事实要清楚，查处依据要明确，处理意见要具体。

六、《警示通知书》由新闻出版总署或省、自治区、直辖市新闻出版行政部门下达给违规的报纸、期刊出版单位，并抄送违规报纸、期刊出版单位的主办单位及主管单位。省、自治区、直辖市新闻出版行政部门下达的《警示通知书》，要同时抄报新闻出版总署。

附件：《警示通知书》（样本）

新闻出版总署

二〇〇六年六月十五日

## 2. 新聞出版署「圖書、定期刊行物、A V 製品、電子出版物重大テーマ選択届出弁法」

图书、期刊、音像制品、电子出版物重大选题备案办法

新聞出版署 新出图（1997）860 号

1997 年 10 月 10 日

图书、期刊、音像制品、电子出版物重大选题备案办法

第一条 根据《出版管理条例》第十九条的规定，为了实施图书、音像制品、电子出版物重大选题备案制度，制定本办法。

第二条 凡列入备案范围内的重大选题，图书、音像制品、电子出版物出版单位在出版之前，必须依照本办法报新闻出版署备案。未经备案的，不得出版发行。

第三条 本办法所称重大选题，是指涉及国家安全、社会安定等方面的内容，对国家的政治、经济、文化、军事等会产生较大影响的选题，具体包括：

- （一）有关党和国家的重要文件、文献选题；
- （二）有关党和国家曾任和现任主要领导人的著作、文章以及有关其生活和工作情况的选题；
- （三）涉及党和国家秘密的选题；
- （四）集中介绍政府机构设置和党政领导干部情况的选题；
- （五）涉及民族问题和宗教问题的选题；
- （六）涉及我国国防建设及我军各个历史时期的战役、战斗、工作、生活和重要人物的选题；
- （七）涉及“文化大革命”的选题；
- （八）涉及中共党史上的重大历史事件和重要历史人物的选题；
- （九）涉及国民党上层人物和其他上层统战对象的选题；
- （十）涉及前苏联、东欧以及其他兄弟党和国家重大事件和主要领导人的选题；
- （十一）涉及中国国界的各类地图选题；
- （十二）涉及香港特别行政区和澳门、台湾地区图书的选题；
- （十三）大型古籍白话今译的选题（指 500 万字以及 500 万字以上的项目）；
- （十四）引进版动画读物的选题；
- （十五）以单位名称、通讯地址等为内容的各类“名录”的选题；

前款所列重大选题的范围，新闻出版署将根据情况适时予以调整并另行公布。

第四条 出版单位向新闻出版署申报重大选题备案时，应当填写备案登记表并提交下列材料：

- （一）备案申请报告；
- （二）选题、书稿、文章、图片或者样片、样带；
- （三）出版单位的上级主管部门或所在地党委宣传部门的审核意见。



前款备案材料不齐全时，不予受理。

本条所称出版单位的上级主管部门，是指：（一）中央各部门的出版社，其主管部门是中共中央和国务院各部委、各民主党派和人民团体；（二）解放军系统的出版单位，其主管部门是解放军总政治部宣传部；（三）属地方的出版单位，其主管部门是所在地省级新闻出版局或音像出版行政管理部门。

第五条 新闻出版署自决定受理备案之日起 30 日内，对备案申请予以答复或者提出意见，逾期未予答复或者提出意见的，备案即自动生效。

第六条 新闻出版署对备案的重大选题进行审核，必要时可以转请有关部门协助审核。

第七条 出版单位违反本办法，未经备案出版属于重大选题范围内的出版物的，由省级新闻出版局或新闻出版署责成其上级主管部门对出版单位的主要负责人员给予行政处分；停止出版、发行该出版物，并责令该出版单位按照本办法的规定办理申报备案手续；违反《出版管理条例》的，依照有关规定处罚。

第八条 根据《出版管理条例》的精神和期刊出版中存在的问题，本办法适用于期刊中涉及的重大选题。

第九条 本办法自发布之日起施行。

### 3. 新聞出版署 「出版單位の主宰單位と主管單位の職責に関する暫定規定」

关于出版单位的主办单位和主管单位职责的暂行规定

新闻出版署[93]801号

1993年6月29日

第一条 为了适应新闻出版事业发展的需要，明确出版单位的主办单位和主管单位的职责，特制定本规定。

第二条 举办出版单位，必须有确定的主办单位和主管单位。

第三条 出版单位是指依照国家有关规定举办，经国家新闻出版行政管理部门审核批准并履行登记注册手续的报社、期刊社（编辑部）、图书出版社和音像出版社。

第四条 主办单位是指出版单位的上级领导部门

主办单位所办的出版单位的专业分工范围，应与主办单位的业务范围相一致。主办单位所办的出版单位的办公场所应与主办单位在同一城市或同一行政区域。

两个或两个以上单位联合申办出版单位，应确定其中一个单位为主要的主办单位以及相应的主管单位。

第五条 主管单位是指出版单位创办时的申请者，并是该出版单位的主办单位（两个或两个以上主办单位的则为主要主办单位）的上级主管部门。

主管单位，在中央应是部级（含副部级）以上单位；在省、自治区、直辖市应是厅（局）级以上单位；在自治州、设县的市和省、自治区设立的行政公署，应是局（处）级以上单位；在县级行政区域，应是县（处）级领导机关。

第六条 主管单位、主办单位与出版单位之间必须是领导与被领导的关系，不能是挂靠与被挂靠的关系。出版单位的主要负责人员应是主办单位所属的在职人员，禁止将出版单位承包给其他组织和个人。

出版单位在主管单位和主办单位的领导和管理下负责开展各项业务活动，保证出版物的编辑、出版、印刷、发行工作的正常进行。

第七条 出版单位根据工作需要设置的社委会、编委会、编辑室、管理委员会等机构，均为出版单位的内部管理机构，不能作为出版单位的主办单位或主管单位。

第八条 主办单位对所办出版单位负有下列职责：

（一）领导、监督出版单位遵照中国共产党的基本路线、方针、政策和国家的法律、法规、政策以及办社（报、刊）方针、宗旨、专业范围，做好出版工作及有关各项工作；审核出版单位的重要宣传、报道或选题计划，审核批准重要稿件（书稿、评论、报道等）的出版或发表；决定所属出版单位的出版物发行或不发行；对出版单位在出版物内容等方面发生的严重错误和其他重大问题，承担直接领导责任。

（二）依照国家的有关规定为出版单位的设立提供和筹集必要的资金、设备，并创造其他必要条件，办理核准登记手续，依法取得企业法人或者事业单位法人资格。

（三）依照国家的有关规定，决定出版单位经营管理国有资产的责任制形式；遵循国家有关规定和责、权、利相统一的原则，保证出版单位的经营自主权，但应对出版单位各项经营活动切实担负监督职责；监督出版单位严格执行国家财政、税收和国有资产管理的法律、法规，定期进行审计，确保出版单位财产的保值、增值。出版单位为实现社会效益目标而形成政策性亏损，主办单位应当给予相应的补贴或者其他方式的补偿。

（四）审核出版单位的内部机构的设置，考核并提出任免出版单位的负责人的建议，报主管单位批准。

- (五) 向主管单位汇报出版单位的工作情况，贯彻落实主管单位的有关决定和意见。
- (六) 承担出版单位或出版物停办后的资产清算、人员安置和其他善后工作。
- (七) 国家规定的和上级主管部门规定的其他职责。

第九条 主管单位对所属的出版单位及其主办单位负有下列职责：

- (一) 监督出版单位及其主办单位贯彻执行中国共产党的基本路线、方针、政策和国家的法律、法规、政策；采取行政措施和经济措施保证出版单位的出版工作坚持为人民服务、为社会主义服务的方向，坚持以社会效益为最高准则；有权决定所属出版单位的出版物发行或不发行；对出版单位在出版物内容等方面发生的严重错误和其他重大问题，承担领导责任。
- (二) 审核批准出版单位的重大宣传、报道或选题计划，批准有重要影响的稿件的出版或发表；决定出版单位或出版物停办或变更，并向新闻出版行政管理部门提出书面报告。
- (三) 对主办单位对出版单位的领导和管理工作进行检查、监督、指导，并可提出意见或作出决定。
- (四) 扶持、协助主办单位为出版单位提供或筹措资金、购置设备。
- (五) 与主办单位共同负责出版单位或出版物停办后的资产清算、人员安置和其他善后工作。
- (六) 国家规定的其他职责。

第十条 主办单位与主管单位是同一机构的，该机构对本规定第八、九条规定的职责均应履行。

第十一条 主管单位应在两个月内决定该出版单位停办或者另行指定新的适当的主办单位；逾期仍没有合格的主办单位的，由新闻出版行政管理部门根据有关规定对该出版单位注销登记。

第十二条 主管单位决定不再履行本规定第九条规定的职责时，应作出停办该出版单位的决定并以书面形式报告新闻出版行政管理部门，新闻出版行政管理部门即对该出版单位注销登记。

第十三条 出版单位因严重亏损，无力清偿到期债务，主办单位或主管单位又不代替清偿的，主管单位应当决定其停办，并书面报告新闻出版行政管理部门，对该出版单位注销登记，依法进行清算。

第十四条 主管单位、主办单位不能履行职责或违反本规定，致使出版单位丧失继续举办条件的，由新闻出版行政管理部门对该出版单位撤销登记。

第十五条 本规定由新闻出版署解释。

第十六条 本规定自公布之日起施行。